

MA2010—1

船 舶 事 故 調 査 報 告 書

平成22年1月29日

運 輸 安 全 委 員 会

(東京事案)

- 1 漁船第二十二事代丸水産練習船わかしまね衝突

(地方事務所事案)

函館事務所

- 2 漁船第三十八北寿丸乗組員死亡
- 3 漁船長寿丸火災

仙台事務所

- 4 漁船第3弁天丸転覆
- 5 引船第十二天帝沈没
- 6 漁船海宝丸乗組員死亡

横浜事務所

- 7 貨物船つるかぶと貨物船明神丸衝突
- 8 モーターボートが一こ丸SH転覆
- 9 モーターボートMEISEI転覆
- 10 モーターボートサンシーカートマホーク37衝突(係船杭)
- 11 貨物船第二朝日丸乗揚
- 12 モーターボートあおい丸漁船茂吉丸衝突
- 13 漁船第十八海栄丸火災
- 14 漁船第七十八福壽丸乗組員死亡
- 15 漁船ほくさん丸火災
- 16 交通船第五たちばな衝突(岸壁)

神戸事務所

- 17 貨物船利根丸火災
- 18 モーターボートいろはまい同乗者負傷
- 19 ヨットKan-3操船者死亡
- 20 モーターボートクイーンズエムII衝突(海中の障害物)
- 21 漁船第二富貫丸乗組員死亡
- 22 モーターボート(船名なし)乗組員死亡

広島事務所

- 23 貨物船第十八勝栄丸乗組員死亡
- 24 漁船第十七宇野丸衝突(防波堤)
- 25 漁船長栄丸乗組員死亡
- 26 旅客船銀河乗揚
- 27 手漕ぎボート(船名なし)操船者死亡

門司事務所

- 28 漁船第十二仁洋丸漁船康成丸衝突
- 29 貨物船 GOLDEN VOYAGE 貨物船 WOORYANG GLORY 衝突
- 30 漁船進高丸乗組員負傷

31 モーターボート浪路丸乗揚

長崎事務所

- 32 遊漁船乙姫丸漁船一洋丸衝突
- 33 油送船第二十八旭丸乗揚
- 34 漁船第五十七幸福丸転覆

那覇事務所

- 35 漁船大寿丸乗揚

本報告書の調査は、本件船舶事故に関し、運輸安全委員会設置法に基づき、運輸安全委員会により、船舶事故及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故の防止及び被害の軽減に寄与することを目的として行われたものであり、事故の責任を問うために行われたものではない。

運輸安全委員会
委員長 後藤 昇 弘

《参 考》

本報告書本文中に用いる分析の結果を表す用語の取扱いについて

本報告書の本文中「3 分 析」に用いる分析の結果を表す用語は、次のとおりとする。

- ① 断定できる場合
・・・「認められる」
- ② 断定できないが、ほぼ間違いない場合
・・・「推定される」
- ③ 可能性が高い場合
・・・「考えられる」
- ④ 可能性がある場合
・・・「可能性が考えられる」
・・・「可能性があると考えられる」

31 モーターボート浪路丸乗揚

船舶事故調査報告書

平成21年12月24日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 根本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成20年11月6日（木） 03時30分ごろ
発生場所	山口県下関市 ^{つのしま} 角島灯台から真方位161° 1,400m付近 （概位 北緯34° 20.3′ 東経130° 50.5′）
事故調査の経過	平成20年11月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	モーターボート ^{なみじ} 浪路丸、5トン未満 291-39052山口 個人所有 8.80m(Lr)×1.80m×0.65m、FRP ディーゼル機関、69kW、平成11年10月
乗組員等に関する情報	船長 男性 68歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年12月5日 免許証交付日 平成19年8月1日 （平成24年8月14日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船底に破口及び擦過傷、推進器翼に曲損
事故の経過	本船は、平成20年11月5日（水）14時00分ごろ、船長1人が乗船し、釣りの目的で、山口県下関市特牛港を発し、同港西北西方16海里（M）付近の釣り場に向かい、17時00分ごろ同釣り場に到着したのちいか釣りをを行い、翌6日00時00分ごろ帰途についた。 船長は、02時30分ごろ角島灯台から172° 1.73M付近で、漁獲物の鮮度が良いうちに箱詰めすることとし、機関を中立として漂泊を開始した。 船長は漂泊を開始するとき、GPSプロッターを見て、角島沿岸まで約1Mあったので、圧流されたとしても、箱詰め作業中に同島に接近することはないと思い、箱詰め作業に専念して、岩礁に接近していることに気付かなかった。 本船は、約1ノット（kn）の北流で圧流され、角島 ^{とろせ} 通瀬崎付近の岩礁に乗り揚げた。 船長は、地元の漁船に救助を依頼し、タグボートにより離礁してえい航されて特牛港に入港した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：潮汐 高潮期、潮流 約1knの北流

分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、角島南方沖で漂泊中、北向きの潮流により角島南西部の通瀬崎付近の岩礁に流されて、同岩礁に乗り揚げたものと考えられる。 船長は、漂泊を開始するとき、角島まで約1Mあったので、圧流されたとしても、漁獲物の箱詰め作業中に角島に接近することはないと思込み、同作業に専念していたため、GPSプロッターで角島までの距離を確認しなかったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が角島南方沖合で漂泊して漁獲物の箱詰め作業中、船長が角島に接近していることに気付かなかったため、同島南西部の通瀬崎付近の岩礁に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	